

答 申 書

小牧市特別職報酬等審議会

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

小牧市長 山 下 史 守 朗 様

小牧市特別職報酬等審議会
会 長 萩 原 聡 央

議会の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料及び退職手当の額について（答申）

令和 6 年 1 0 月 2 8 日付け 6 小人第 2 1 9 0 号で当審議会に対し、議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料及び退職手当の額について、当審議会に意見を求められた。

当審議会は、令和 6 年 1 0 月 2 8 日及び令和 6 年 1 1 月 1 8 日の 2 回にわたり慎重に審議した結果、次のとおりとすることが適当であるとの結論を得たので、この旨答申する。

答 申

1 報酬及び給料の額について

議員の報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額は、いずれも現行の額とし、教育長の給料の額については、次のとおりとすることが適当であるとする。

教育長 759,000円 (+20,000円)

2 退職手当について

市長、副市長及び教育長の退職手当については、次のとおりとすることが適当であるとする。

市 長	支給率	100分の460 (現行100分の550)
		(19,780,000円 (現行23,650,000円))
副市長	支給率	100分の310 (現行100分の350)
		(10,949,200円 (現行12,362,000円))
教育長	支給率	100分の220 (現行100分の250)
		(5,009,400円 (現行5,542,500円))

3 審議内容

本審議会では、県内各市の人口、財政状況、特別職の報酬額等を比較、検討するとともに、特別職の報酬額等及び一般職の職員の給与改定状況や、消費者物価指数等を考慮しながら、各委員とも厳正、公正、中立の立場から慎重に審議を重ねた。

まず、議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について、審議の中では、議員の報酬並びに市長及び副市長の給料の額については平成12年度から据え置かれているものの、県内他市の状況と比較すると、県内順位がほぼ上位に位置していることから、据え置きが適当であるという判断に至ったものである。

ただし、教育長については、本市は教育・子育てに非常に力を入れていることからしても教育長の職責は重く、他の特別職と比較しても県内順位がやや下位に位置することから、他の特別職との均衡を図る面で、引上げが適当と判断した。

教育長の給料については、今年度の人事院勧告で、一般職の給料月額
は2.76%引き上げられており、これを基に2.7%の増額とし、本
答申の額とすることが適当であるという判断に至ったものである。

次に、特別職の退職手当について、現在の額は高いという認識はある
ので、引下げが適当と判断した。

引下げの検討に当たっては、職責を考えたとき、それに見合ったもの
であるということは重要であり、職責や県内各市の退職手当の状況等を
考慮し、市長の退職手当の額は2,000万円を下回るところが適当と判
断した。

副市長と教育長の退職手当についても、職責や県内各市の退職手当の
状況等を考慮し、更には市長の退職手当を引き下げた後の県内順位も含
めて検討した結果、本答申の支給率、額とすることが適当であるという
判断に至ったものである。